

平成 30 年度事業計画



平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

鴨川市社会福祉協議会

内容

平成30年度の基本方針.....	4
平成30年度事業の主なポイント.....	10
I 法人運営部門（総務企画・施設管理）.....	12
1 法人運営.....	12
(1) 組織の運営.....	12
(2) 組織体制の強化.....	13
(3) 運営財源の拡充.....	13
(4) 自主財源の確立.....	14
2 社会福祉事業の企画及び実施.....	15
(1) 高齢者福祉事業.....	15
(2) 児童福祉事業.....	16
(3) 福祉機器の貸出（随時・無料）.....	17
(4) 生活困窮者への支援（随時）（共募）.....	17
(5) 歳末たすけあい募金配分事業.....	17
(6) 災害見舞金（共募）.....	18
3 社会福祉事業に対する調査研究、広報啓発、連絡調整.....	19
(1) 調査研究事業（会費）.....	19
(2) 広報啓発事業（共募）.....	19
(3) 第6回かもがわ福祉でまちづくりフェスティバルの開催（会費）.....	19
4 社会福祉施設の管理運営.....	20
(1) 鴨川市福祉作業所（就労継続支援B型事業所）.....	20
II 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）.....	22
1 地域福祉推進室.....	22
(1) 地域福祉推進室（市補助）.....	22
(2) 生活支援体制整備事業（市委託）.....	22
(3) 救急医療情報キット及び緊急連絡票事業（自主）.....	22
(4) 放課後児童健全育成事業(新)(自主).....	23
2 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進.....	24
(1) 地区社協活動の基盤整備（会費）.....	24
(2) 地区社協活動の支援・助成（共募）.....	24
3 社会福祉団体の援助育成.....	26
(1) 福祉関係団体の援助育成（共募）.....	26
(2) 社会福祉施設・団体助成事業（共募）.....	26
4 ボランティア活動・福祉教育の推進.....	27
(1) 鴨川市社会福祉協議会ボランティアセンター（共募）.....	27
(2) サロン活動支援（共募）.....	28

(3) 災害時支援体制整備事業（自主）	29
(4) 福祉教育の推進（共募）	29
(5) ボランティア活動助成事業（共募）	30
III 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）	31
1 権利擁護推進センター事業	31
(1) 権利擁護推進事業（市受託）	31
(2) 日常生活自立支援事業（県委託）	31
(3) 法人後見事業（市半額補助）	32
(4) 市民後見推進事業（新）（市受託）	33
(5) 権利擁護推進センター運営委員会の開催	33
2 福祉資金貸付事業	34
(1) 生活福祉資金（千葉県受託）	34
(2) 鴨川市福祉資金（自主）	34
3 福祉相談事業	35
IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス推進）	36
1 在宅福祉サービス事業	36
(1) 支援型高齢者配食サービス事業（市受託）	36
(2) 鴨川市ひとり暮らし高齢者等孤立防止事業（市受託）	36
(3) ふれあいホームヘルプ 通院等送迎サービス事業（自主）	37
(4) 介護タクシー（自主）	37
2 介護保険事業	38
(1) 介護保険事業の運営	38
(2) 訪問介護事業（ふれあいホームヘルプサービス）	38
(3) 通所介護事業（ふれあいデイサービス）	39
(4) 通所介護事業（やいろデイサービス）	39
(5) 居宅介護支援事業（ふれあい介護支援サービス）	40
3 障害福祉サービス事業	41

★ 事業名の財源内訳の表記

- ※ （共募） ⇒ 「赤い羽根共同募金」
（会費） ⇒ 「社会福祉協議会の会費」
（歳末） ⇒ 「歳末たすけあい募金」
（市補助） ⇒ 「鴨川市補助金」
（市委託） ⇒ 「鴨川市委託事業」
（自主） ⇒ 「社会福祉協議会の自主活動収入」

鴨川市社会福祉協議会 基本ビジョン

多世代が交流し、互いに支えあえる地域づくり

～ 地域福祉活動理念 ～

誰もが主役で、その人らしく安心・元気で暮らせる地域づくり

～ ささえあい・ふれあい交流・生きがいづくり ～

平成30年度の基本方針

1. 基本方針

現在、鴨川市では、少子化と核家族化の進行により、一世帯あたりの家族数の減少や、共働き家族の増加により、家族における子育てや介護が困難な状況が発生しています。

加えて、若年層の晩婚化や高齢者の平均寿命が大幅に伸びていることによる高齢者世帯・独居高齢者の増加と若年層と40歳～65歳までの人口の減少等による地域コミュニティの低下が、地域の中で様々な福祉支援を必要とする家庭のさらなる増加を招き、子育て中の家族や要援護者、要介護者への支援が、これまで以上に行き届かなくなることが懸念されています。

昨年度は、社会福祉協議会として大きな変革の年となりました。鴨川市社会福祉作業所の指定管理者の更新による就労継続支援B型事業の運営の実施、ふれあい介護支援サービス（居宅介護支援事業所）の特定事業所化の実施に併せて、社会福祉協議会本体による電話の総合的な24時間相談体制の確立、権利擁護推進センターによる権利擁護支援員（市民後見人）養成基礎講座を開講しました。また、第7回福祉大会、第5回かもがわ福祉でまちづくりフェスティバルを開催し、1,500人の皆さんに楽しんでいただきました。さらに災害時に設置される災害ボランティアセンターを円滑に運営するために、講師をお呼びして災害ボランティアの理解と立ち上げ訓練を実施してきました。

平成30年度鴨川市社会福祉協議会が、新たに定めた経営ビジョンは「多世代が交流し、互いに支えあえる地域づくり」を基本方針として、地域福祉活動はもちろん、高齢者・障害者・児童、そして生活困窮を含む福祉分野全域において、地域住民が必要と望む福祉事業について正面から向き合い取り組む方針としています。また、当協議会では、平成30年度より、放課後児童健全育成事業の鴨川学童「ゆう・遊クラブ」の運営に取り組みます。これは、地域の切実な声を受けての取組になります。これを機に、福祉教育に重点に置き、地域づくりの再構築を目指したいと考えています。福祉教育については、子どもを対象としたものばかりではなく、地域社会における大人の方も対象とした福祉教育を進め、地域で暮らす大人にも福祉を理解していただき、地域全体で福祉を支えることが求められているからです。災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練、社会福祉法人・施設連絡会、共生型サロンの運営、さらに学校とのつながりを深めた赤い羽根共同募金活動を行い、国から求められている「地域共生型社会」の実現を目指したいと考えています。

地域福祉活動計画での「取組みの6つの柱」

1. 財政基盤の確立
2. 職員の専門性の向上
3. 地域福祉活動の推進
4. 介護保険事業・障害福祉サービス事業の安定・強化
5. 組織・事務局体制の充実強化
6. 遊休資産の積極活用

1. 活動基盤強化計画における市社協の取組み事項

(1) 財政基盤の確立

- ① 会員及び会費の拡大
 - ◇ 地区自治組織の無い地域への自治組織化への働きかけ
 - ◇ 賛助会員等の新たな会員制度の検討
- ② 共同募金運動の強化
 - ◇ 街頭募金の強化
 - ◇ 共同募金活動の見える化の推進
- ③ 公益事業の充実強化による社会福祉事業への繰入
 - ◇ 介護保険事業・障害福祉サービス事業の経営の安定化による社会福祉事業会計への繰入
- ④ 収益事業の強化
 - ◇ 太陽光発電事業・自動販売機事業等の拡大

(2) 職員の専門性の向上

- ① 社会福祉士の取得
 - ◇ 正職員・有期契約職員への社会福祉士資格取得の促進
- ② コミュニティソーシャルワーカー研修への参加
 - ◇ 地域福祉部門職員、地区社協役員等への研修参加の促進
- ③ 介護福祉士資格の取得
 - ◇ 正職員・有期契約職員への介護福祉士資格取得の促進
- ④ 放課後児童支援資格の取得
 - ◇ 学童保育の指導のための専門資格の取得
- ⑤ その他 高齢者サービス・障害福祉サービス等に従事するのに必要な資格取得の促進
 - ◇ 介護職員初任者研修、社会福祉主事、その他各専門職員としての素養の向上につながる資格・研修参加の推進

(3) 地域福祉活動の推進

- ① 地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動の推進
(「2」の項目に記載)

(4) 介護保険事業・障害福祉サービス事業の安定・強化

- ① 居宅介護支援事業の特定事業所としての運営
 - ◇ 24時間対応による相談支援機能の充実
- ② ホームヘルパー事業の充実・強化
- ③ デイサービス事業の充実
- ④ 鴨川市福祉作業所の就労継続支援B型事業の充実
 - ◇ 工賃向上計画の充実による工賃向上加算の取得及び促進
 - ◇ マイクロバスの有効運用
- ⑤ 放課後児童健全育成事業の安定した運営

(5) 組織・事務局体制の充実強化

- ① 事務局体制の強
 - ◇ 有期契約職員の待遇改善による雇用の安定化
 - ◇ 65歳までの継続雇用による雇用の安定化
- ② 理事・評議員体制の強化
 - ◇ 理事・評議員等の役員体制の強化
- ③ 鴨川市社協の広報委員会の開設と運営
 - ◇ しあわせだより・市社協ホームページの充実
- ④ 着ぐるみ「葉っぱー」の広報活動の推進
 - ◇ 葉っぱーの地域行事への参加の促進

(6) 遊休資産の積極活用

- ① 旧平野邸跡地の再利用の推進
 - ◇ 再利用の検討会議の開催

地域福祉活動計画での「取組みの4つの柱」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 地域住民一人ひとりが主役の地域づくり2. 多世代での交流とささえあいのある地域づくり3. いつまでも安心・安全に暮らせる地域づくり4. 誰もが楽しく快適に生活できる地域づくり |
|---|

1. 地域福祉活動計画における地域支援の取組み事項

(1) 地域住民一人ひとりが主役の地域づくり

- ① いきがいや就労支援の推進
 - ◇ 指定管理者として就労継続支援B型事業所鴨川市福祉作業所の充実
- ② 健康づくり意識の醸成・健康推進活動への参加の推進
 - ◇ 新地域支援事業の研究・検討
 - ◇ サロンにおける介護予防の充実
- ③ 権利擁護の推進
 - ◇ 福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービス等の日常生活自立支援事業を行います。
 - ◇ 法律相談、生活相談などのふれあい相談を行います。
 - ◇ 認知症の人などの生活を支え、財産・尊厳を守るための制度である法人後見事業の実施。
 - ◇ 市民後見人養成講座（実践研修）の開催
- ④ 生活困窮者への支援
 - ◇ 福祉資金の貸付事業の効率的な運用を行います。
 - ◇ フードドライブ事業に協力します。

(2) 交流とささえあいのある地域づくり。

- ① 地域の新たな担い手の育成、継続支援の実施
 - ◇ 小中高学校での福祉教育を推進。
 - ◇ 生活支援・介護予防サポーターを支援。
- ② 地域の助け合い活動への参加の推進
 - ◇ 福祉関係団体の連携を推進。
 - ◇ 地域福祉フォーラムの継続。
 - ◇ 自治会加入の参加の促進
- ③ 地域内・世代間交流の推進
 - ◇ 地区社協同士の情報交換会及び交流会の開催。
 - ◇ 各種団体との交流の開催。
 - ◇ 共生型サロンの確立・運営
- ④ 福祉でまちづくりの推進
 - ◇ 子育て支援をテーマとして第6回福祉フェスティバルを開催。
 - ◇ 葉っぱーの着ぐるみを活用した自主財源づくりの実施
 - ◇ 福祉の活動を支える財源づくりとして太陽光発電売電事業を実施。
 - ◇ 福祉の活動を支える財源づくりとして「自動販売機の設置」の充実

(3) いつまでも安心、安全に暮らせる地域づくり。

- ① 地域防災活動の推進
 - ◇ 災害時への備えとして災害ボランティアセンターの設置を行います。
- ② 高齢者等を孤立化させない地域社会づくりの推進
 - ◇ 救急キットの配布の充実
- ③ 虐待を発生させない地域づくりの推進
- ④ 犯罪のない安心・安全な暮らし環境のある地域づくりの推進

(4) 誰もが楽しく快適に生活できる地域づくり

- ① 楽しく子育てができる地域の実現
- ② 福祉情報の発信の推進
 - ◇ 地域福祉活動の広報の充実。
- ③ 地域における相談窓口の明確化
- ④ 移送事業の拡大充実
- ⑤ 買い物支援事業の拡大充実

【 鴨川市社会福祉協議会の事業体系 】

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

- 1 法人の運営
- 2 社会福祉協議会の企画及び実施
- 3 社会福祉に関する調査研究、広報啓発
- 4 社会福祉施設の管理運営

II 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

- 1 地区社会福祉協議会活動の推進
- 2 社会福祉関係団体の援助育成
- 3 ボランティア活動・福祉教育の推進

III 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）

- 1 権利擁護推進センター事業
- 2 福祉資金貸付事業
- 3 ふれあい相談事業

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

- 1 在宅福祉サービス事業
- 2 介護保険事業
- 3 障害者福祉サービス事業
- 4 放課後児童健全育成事業

平成 30 年度事業の主なポイント

1. 地域における「福祉教育」の推進

- ・市内小中高等学校と連携し、地域社会を基盤とした福祉教育を展開していくために地域全体で取り組む姿勢や意欲を住民とともに高めていく。
- ・従来の学校中心に行う福祉教育から転換し、地域社会の位置づけを明確化した上で、地域全体で福祉教育の底上げを推進していく。

2. 学童保育の安定した運営

- ・放課後児童健全育成事業の鴨川学童クラブ「ゆう・遊クラブ」を父母の会より引き継ぎ、地域全体で子育てを支える仕組みを推進し、安定した運営が行なえるようにする。

3. 災害ボランティアセンターの設置訓練の実施

- ・昨年、屋外に各班のブースを設置し、センターの役割と実務の流れを体験した。今年度はその体験を通じ、鴨川市でのセンターを運営する場合の課題の洗い出しを行いながら、年 1 回以上は訓練を継続し、安定したセンターの運営が行なえる体制づくりに取り組んでいく。

4. 権利擁護推進センターの充実

- ・法人後見事業の充実と推進を図り、日常生活自立支援事業生活支援員の養成と質の向上に取り組んでいく。
- ・権利擁護支援員（市民後見人）実践研修の開催と、権利擁護人材バンクの設置準備に取り組んでいく。

5. 鴨川市福祉作業所の就労継続支援 B 型施設としての適切な経営

- ・専門職員の配置により、利用者が生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上につとめ、作業所内の業務の充実と利用者の工賃の向上により目標工賃達成加算を取得するように取り組んでいく。

6. 救急医療情報キットの配布及び更新作業の実施

- ・独居老人等の救急時の備えとして、医療、緊急連絡先等の情報等を記した書類を筒に入れて冷蔵庫の中で保管を行う。また、サロン等の集いの場にて更新作業を行いコミュニティ・見守りの強化につながるよう取り組んでいく。

7. 広報委員会の立ち上げと運営

- ・年 3 回のしあわせだよりの発行
- ・鴨川市社会福祉協議会ホームページの更新と充実

- ・鴨川市社会福祉協議会内の組織情報共有と連携の強化

8. 社会福祉法人連絡会の推進

- ・社会福祉法人・福祉施設に対して、連携・協働の必要性の意味やメリットにふれながら、お互いの理解を深めるための働きかけをおこない、社会福祉法人・福祉施設と社協の連携・支援する仕組みを展開し、ネットワークづくりを地域全体の取組みにする。
- ・地域住民、その他の関係者等により地域のニーズが共有され、地域課題の早期発見、早期解決に向けて、様々な支援のかかわりによる助け合いの体制づくりにつなげる。

9. 共同募金活動の強化

- ・街頭募金の強化として、学校（小、中）とのつながりを深め、赤い羽根共同募金だけでなく、歳末たすけあい募金運動時にも児童、生徒とともに実施するように取り組んでいく。
- ・広報活動を強化し、共同募金活動の見える化を促進させる。

10. 旧平野邸の跡地の再利用の検討の実施

- ・旧平野邸の跡地の活用について、事業への活用を前提とした検討委員会（案）を開設し、活用方法の検討に取り組む。

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

1 法人運営

法人運営については、昨年度から施行される改正社会福祉法にもとづく社会福祉法人運営の継続的実施が課題となります。改革により事業の透明性・内部統制が求められます。

市社会福祉協議会としては、「地域に信頼される開かれた社協づくり」の基本ビジョンのとおり、新しい定款による理事会・評議員会の適正な運営の実施、社会福祉充実残額が出た場合の社会福祉充実計画の策定と実施、財務情報の公表の推進を法改正の主旨どおりに今後も実施していきます。

また、組織改革としては、鴨川市社会福祉協議会職員業務理念を職員全体で再確認し、9つある部署の職員が、会議、研修、事業はもちろんのことイベント等にも一丸となり協力し合える体制を構築していく。

新規事業として放課後児童健全育成事業として鴨川学童「ゆう・遊クラブ」の運営、鴨川市福祉作業所への専門職の配置、その他に自主財源の確立のための遊休施設の活用の検討、役職員の資質向上、サービスの適正運営化、職員雇用の安定化等を推進します。

地域福祉を推進する社会福祉法人としての自覚を持ち、開かれた法人運営を目指します。

(1) 組織の運営

① 理事会（法人の執行機関、理事14名・監事2名）

・ 定例会議の開催（5回開催予定）

5月28日 前年度決算

7月27日 規程の改正等・共同募金委員会

10月11日 補正予算

1月17日 規程の改正等

3月14日 次年度活動計画・予算

② 定時評議員会・評議員会（法人の議決機関、評議員25名）

・ 6月、3月の定例会議の他、必要に応じ臨時会の開催

6月12日 前年度決算

10月24日 補正予算

3月27日 次年度事業計画・予算

③ 監査

・ 監事による決算監査の実施

5月22日 前年度決算監査

- ④ 内部経理監査
 - ・担当理事・評議員による内部会計監査の実施（年1回）
 - 10月26日
- ⑤ 経営委員会・配分委員会
 - ・5回開催予定
 - 5月24日 前年度決算報告
 - 7月20日 規程の改正等
 - 10月 4日 補正予算・配分委員会
 - 1月11日 規程の改正等
 - 3月 7日 次年度事業・予算
- ⑥ 鴨川市指導監査
 - ・鴨川市監査員による監査
 - 11月～12月頃実施予定
- ⑧ 苦情処理委員会
 - ・10月23日 開催予定

(2) 組織体制の強化

- ① 役員体制の強化
 - ・12月 役員・職員研修会の実施
 - ・協議会業務情報の定期提供
- ② 事務局体制の強化
 - ・千葉県社会福祉協議会主催 事務局長研修会・ボランティア担当研修への参加
 - ・生活福祉資金研修会、コミュニティソーシャルワーカー研修会
 - ・実務研修会に参加（職能団体、行政研修等）
 - ・地域福祉検討会（地域福祉職員研修会）の開催（毎月1回）
 - ・介護サービス経営委員会の開催（毎月1回）
 - ・介護保険従事職員研修会の開催
 - ・主任・リーダー会議（定例幹部職員会議）の開催（毎週）
 - ・職員全体研修会の開催（年1回）
 - ・安全衛生委員会の開催（年6回）

(3) 運営財源の拡充

① 会費の募集

社会福祉協議会の誰もが安心して暮らせるまちづくりの実践として、会員の募集を行います。社会福祉協議会の会員は会員になることで特別な義務や権利は生じませんが、一人の住民会員として社会福祉協議会活動に協力をいたします。

- ・ 一般会員 自治会を通じて世帯に依頼（7月）

H30（見込）	H29（見込）	H28
7,300 人	7,037 人	7,244 人

- ・ 特別会員 地区社会福祉協議会を通して法人に依頼（11月）

H30（見込）	H29（見込）	H28
1,170	1,126	1,165

② 共同募金の実施

赤い羽根共同募金活動（10月1日～3月31日）、および歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）を実施いたします。

◇ 赤い羽根共同募金

世帯募金、学校募金、街頭募金、法人募金、カード募金、職域募金、募金箱募金、その他の募金などを実施。

H30（見込）	H29（見込）	H28
4,680,000 円	4,763,507 円	3,999,064 円

◇ 歳末たすけあい募金

世帯募金を実施。

H30（見込）	H29（見込）	H28
3,600,000 円	3,539,269 円	4,286,786 円

(4) 自主財源の確立

自主財源の確立を目的として、太陽光発電売電事業、自動販売機設置事業を実施し財源の充実を図ります。

① 太陽光発電売電事業の実施

（単位 k w）

H30（見込）	H29（見込）	H28
28,645	28,000	26,967

※ 1kw あたり 34.56 円

② 自動販売機設置事業

（単位：本）

H30（見込）	H29（見込）	H28
11,800	11,800	11,804

2 社会福祉事業の企画及び実施

地域福祉の基本は、住民が主体であり、住民の福祉意識に基づく住民活動であるという点を踏まえ、地域住民が考え行動するということを尊重しつつ地域の福祉意識の高揚や福祉活動への参加促進を図ります。

また、企画にあたっては、社会変化やニーズを的確に把握し、高齢者・障害者・児童・生活困窮者など分野を問わず、支援を必要とするすべての人に必要な支援として届くように、主旨や目的を明確にし、効果的なサービスの実施を図ります。

(1) 高齢者福祉事業

① ボランティア給食サービス事業（共募）

H30（見込）	H29（見込）	H28
延 4,900 食	延 4,876 食	延 4,287 食

・ボランティアの協力により、独居老人へ月 1 回食事の宅配をすることにより、孤独感の解消、健康と安否確認を行う。

江見 つくしの会	大山 すみれの会
太海 フラワークラブ	西条 なの花グループ
東条 たんぽぽグループ	田原 いなほの会
吉尾 ふれあいクラブ	主基 やまびこグループ
鴨川 鴨川さくら会	天津・小湊 すぎの木会
曾呂 たかつる会	

※ 食事材料費、容器代、従事者保険料、細菌検査料について助成
年 2 回説明会を開催 開催日 8 月 27 日・2 月 22 日

② 高齢者安否確認事業（乳酸菌飲料配布）（共募）

H30（見込）	H29（見込）	H28
延 1,730 名	延 1,725 名	延 1,700 名

・天津地区ボランティア（ひまわり会）により月 2 回独居老人宅訪問に際して乳酸菌飲料（ヤクルト）を配布。

※ 飲料代を助成

③ 出張理髪サービス事業

H30（見込）	H29（見込）	H28
延 38 回	延 38 回	延 19 回

- ・ 在宅の要介護者で介護保険の介護認定 4・5 の人について、理髪料の 1 / 2 を助成

(2) 児童福祉事業

① こどもの遊び場助成事業（共募）

- ・ 子供の遊び場設置数 20 か所（H29 年 2 月 1 日現在）

H30（見込）	H29（見込）	H28
16 箇所	20 箇所	23 箇所
補修 1 箇所	補修 1 箇所	補修 2 箇所
撤去 4 箇所	撤去 3 箇所	撤去 0 箇所

- ・ 各区、町内会等により設置されるこどもの遊び場の遊具について、新規の設置、補修・改修・撤去のそれぞれ一部を助成

新規設置 1 / 2 以内（上限 25 万円）

補修・改修 1 / 2 以内（上限 10 万円）（※1 万円未満は助成なし）

撤去費用 1 / 2 助成

- ・ 賠償責任保険の加入

H30（見込）	H29（見込）	H28
41,230 円	41,230 円	41,230 円

② 交通遺児見舞金・激励金事業（共募）

H30（見込）	H29	H28
1 人	1 人	3 人

交通事故で父または母親を亡くした児童に対して、激励金を支給する

県社協より 奨励金 30,000 円

（小学校入学時、中学校入学時の場合）

激励金 60,000 円

（中学卒業時、高等学校卒業時の場合）

市社協より 激励金 10,000 円（15 歳未満の遺児の場合）

(3) 福祉機器の貸出（随時・無料）

- ・車いす、高齢者疑似体験用具（イベント用）

H30（見込）	H29（見込）	H28
60人	60人	42人

(4) 生活困窮者への支援（随時）（共募）

① 行旅困窮者への支援

H30（見込）	H29（見込）	H28
1件	1件	0件

市外から転入して生活に困窮する方へ面談、交通費の支給などを行う

② フードバンク活動への協力（自主）

フードバンクちばが主催する「フードドライブ活動」への協力として、フードドライブ期間中に一般市民および市内関係機関に対し食品提供の呼びかけと提供品の受付を行う。

また福祉資金貸付事業での生活困窮者への支援としてフードバンクちばへ依頼し一時的な緊急支援として、困窮世帯に対し食糧支援を行う。

③ リユース事業（自主）

第5回“かもがわ”福祉でまちづくりフェスティバルにおいて子育て用品のリユースを実施した（H29年度）。約2,000点近くの子ども用品が集まり、当日無料譲渡した。イベントで残った子ども服を子育て世帯や生活困窮世帯に対し年間通し提供を行う。

(5) 歳末たすけあい募金配分事業

① 在宅低所得者世帯見舞金贈呈事業（歳末）

在宅低所得者世帯および生計中心者が長期入院（1年以上）世帯に対して見舞金を支給する事業

- ・1人世帯 5,000円

H30（見込）	H29	H28
80世帯	77世帯	84世帯

- ・2人以上世帯 7,000円

H30（見込）	H29	H28
40世帯	25世帯	25世帯

② ひとり暮らし高齢者等歳末住居清掃等支援事業（歳末）

H30（見込）	H29	H28
5件	5件	3件

ひとり暮らしの高齢者を対象に歳末に窓ガラスの清掃や年末掃除の後のゴミ出しなどを支援する

(6) 災害見舞金（共募）

災害罹災者に対して、迅速にこれを見舞って心身の安定、慰め、更生意欲の向上を図るため、千葉県共同募金会災害見舞金規程に従い、見舞金を支給する。

H30（見込み）	H29（見込）	H28
2 世帯	2 世帯	3 世帯

3 社会福祉事業に対する調査研究、広報啓発、連絡調整

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として、地域の実情の把握や事業の効果的な推進についての調査研究を行うとともに、社会福祉法人としてその活動を市民に見えるように、広報紙やホームページを活用し積極的な情報開示に努めます。

特に、若年層への働きかけを強めるべくマスコットキャラクターである「葉っぱー」を活用したPRや、福祉フェスティバルの開催など社会福祉協議会の知名度の向上を図ります。

(1) 調査研究事業（会費）

(2) 広報啓発事業（共募）

① 鴨川市社会福祉協議会広報紙 「しあわせだより」

新聞折込により市内各戸配布

第31号 6月中旬 12,000部（予定）

第32号 1月7日 12,000部（予定）

第33号 3月31日 12,000部（予定）

② 「鴨川市社会福祉協議会ホームページ」（会費）

・ホームページについては、本協議会として決算書・事業報告書
事業計画書・予算書を掲載する等情報発信する。

各地区社会福祉協議会、ボランティア等の地域情報など発信する

・規程、要綱などの掲載により情報公開に努める

③ 赤い羽根共同募金 活動チラシの発行（共募）

・赤い羽根共同募金活動（10月1日）にあわせ、共同募金特集号を発行。10,500部を新聞折り込みで市内各戸配布、500部を法人募金活動のために地区社協等に配布。前年度の赤い羽根共同募金及び、歳末たすけあい募金の実績報告や寄付法人名等の掲載、共同募金計画などの広報として活用する。（11,000部）

④ ボランティア通信の発行（共募）

・ボランティア団体の紹介イベントを告知するチラシ等の作成、配布

(3) 第6回かもがわ福祉でまちづくりフェスティバルの開催（会費）

・第6回かもがわ福祉でまちづくり福祉フェスティバルを開催
平成30年度中に予定 子育てをテーマに開催

4 社会福祉施設の管理運営

平成 29 年度より就労継続支援 B 型事業所となった、指定管理施設鴨川市福祉作業所が障害者総合支援法の目的に沿って適正な事業運営が図られるように取組みます。

昨年度より行っている、送迎サービスや、協力医療機関による訪問診療サービスを引き続き実施し、また、就労作業においては、利用者の工賃の向上を図り、家族との意見交換などを行うことで利用者の一人ひとりの課題を把握し、作業におけるレベルの向上を図れるよう取り組むとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携のうえ、利用者の就労に向けた活動にも取り組んでまいります。

(1) 鴨川市福祉作業所（就労継続支援 B 型事業所）

（鴨川市 指定管理期間 平成 29 年度～平成 33 年度）

鴨川市福祉作業所では、障害福祉サービスの利用対象者の認定を受けた知的障害者や身体障害者を対象として、相談支援事業所の相談支援員やその他のサービスと併せて就労支援に取り組み、仕事に対する意欲や技術、社会ルールが身に着くよう日々の作業を通して支援を行います。

（運営方針）

一人ひとりの障害者を個人として尊重しながら、能力に応じた就労作業を行い、また、日常の作業を通して社会生活に必要な生活ルールを身につけることで、将来の自立した生活に近づけるようにする。

① 管理運營業務

- ・ 事業名 障害福祉サービス 就労継続支援 B 型事業所
- ・ 定員 20 人
- ・ 職員の配置
 - 管理者 所長、 1 名
 - サービス管理責任者 1 名
 - 生活支援員 4 名
 - 職業指導員 1 名
 - 送迎職員 3 名
- ・ 利用者の診断（月 1 回）
- ・ 体重・血圧チェック（月 1 回）
- ・ ボランティアの受入・中学生体験学習受入・安房特別支援学校実習受入
- ・ 保護者会の支援、施設見学
- ・ 保護者との面談会（年 1 回）

- ・調理実習（月1回）

② 就労事業

- ・農作業：（ジャガイモ、サツマイモ、玉ねぎ、大根、スナックえんどう
なす、トマト、きゅうり、ししとう、ピーマン等の栽培）
- ・自主製品の製造・販売
（夏みかんマーマレード、茄子のからし漬け・梅干・梅ジャム
味噌・きゅうりのキューちゃん漬け・コロッケ等）
- ・内職加工
 - ・業者A 箸の袋詰め、菓子箱折り
 - ・業者B グランドスリッパの糊付け
 - ・業者C 菓子箱折り
- ・エコ活動
 - ・資源ゴミの回収推進事業（環境美化に関するリサイクル活動）
ダンボール・アルミ缶・スチール缶・古新聞・古雑誌の回収作業
- ・所外作業
 - ・依頼先A 寺社境内の清掃
 - ・依頼先B 畑の草取り など
- ・就労に向けた取り組み
 - ・ハローワークへの登録支援（就業・生活支援センター中里の支援）
 - ・就労支援グループへの参加（ハローワーク館山にて実施）

Ⅱ 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

1 地域福祉推進室

鴨川市社会福祉協議会内地域福祉推進室は、地域福祉活動計画を基本として、地区社会福祉協議会やNPOや地域ボランティア活動グループ、行政や地元企業との連携など鴨川市社会福祉協議会組織として地域福祉を推進する部門です。

職員は、社会福祉士資格等を有する「福祉活動専門員」として市内の4地区（鴨川・長狭・江見・天津小湊）ごとに配置し、地区社協や地域ボランティアの活動支援や地域内での様々な相談や課題に対し、それぞれ地域のボランティアグループ等と連携して地域内の社会資源を活用する等により解決をはかります。また、地域関係機関同士のネットワークの支援や、地域イベントを応援、地域での自主的な地域活動の立上げを支援するなどにより地域活動の活発化や地域活力の向上の取組みに向けた支援を行います。

(1) 地域福祉推進室（市補助）

○地域福祉における総合的相談事業

室長	1名
福祉活動専門員（社会福祉士等）	4名
地域福祉担当職員（パート）	2名
地域福祉コーディネーター	1名

(2) 生活支援体制整備事業（市委託）

高齢者等が、ひとり暮らし世帯や生活が不自由になっても安心して生活が維持できるよう多様な生活支援・見守りや生活支援などを行う仕組みづくりを行う。

（資源開発、ネットワーク構築ニーズと取組みのマッチング）

① 生活支援コーディネーター（第1層）の配置 1名

（地域福祉コーディネーターが兼務）

② 生活支援コーディネーター（第2層）の配置 4名

（福祉活動専門員・地域福祉担当職員が兼務）

③ ネットワーク構築（新）

社会福祉法人・福祉施設連絡会（仮称）

開催日 第1回 7月13日

第2回 12月13日

(3) 救急医療情報キット及び緊急連絡票事業（自主）

ひとり暮らし高齢者等に救急医療情報キット及び緊急連絡票の配布を通して健康面等に

不安を抱えながら在宅生活を送る方々の安心づくり（不安軽減）を促すとともに、自治会区等における見守り、支えあい活動の充実を図る取り組みを行う。

H30（見込）	H29（見込）	H28
270 ヶ	300 ヶ	244 ヶ

(4) 放課後児童健全育成事業（新）（自主）

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後及び長期休み期間に適切な生活の場を提供し、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営を行う。

事業費は利用者からの利用料と鴨川市放課後児童健全育成事業補助金を運営費に充てて実施する。

- ・鴨川学童「ゆう・遊クラブ」（鴨川小学校内）の運営を行う。

利用児童数

H30（見込）
24 人

2 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進

地区社会福祉協議会（地区社協）は、最も身近な地域住民活動であり、日頃からの顔の見える関係により、声掛けや回覧板等の日常的活動を展開しています。

こうした福祉活動について広く理解を求め、参加を促し、地域福祉の充実につなげるために、地区社会福祉協議会と本会が連携して住民が主体的に参加できる環境づくりに向けて取り組みます。

また、地区社協に対する住民の理解や関心を高め、福祉活動に関する人材の育成や民生委員児童委員協議会、自治会、地域のボランティアグループなどの社会資源との協同により、地区社協活動の継続、発展を支援します。

(1) 地区社協活動の基盤整備（会費）

① 地区社協活動の連絡・調整

・地区社協連絡会の開催（予定）

第1回 6月4日 各地区社協の目標

第2回 9月3日 共通テーマで話し合い（お楽しみ会、見守り支援等）

第3回 11月5日 社会福祉法人等との連携について

第4回 平成31年3月21日 今年度のまとめ、次年度への要望

(2) 地区社協活動の支援・助成（共募）

① 地区社協活動への支援・助成

・田原地区社会福祉協議会（田原地区）

・西条地区社会福祉協議会（西条地区）

・東条地区社会福祉協議会（東条地区）

・鴨川第一地区社会福祉協議会（横渚・前原地区）

・鴨川第二地区社会福祉協議会（貝渚・磯村地区）

・大山地区社会福祉協議会（大山地区）

・吉尾地区社会福祉協議会（吉尾地区）

・主基地区社会福祉協議会（主基地区）

・江見地区社会福祉協議会（江見地区）

・曾呂地区社会福祉協議会（曾呂地区）

・太海地区社会福祉協議会（太海地区）

・天津地区社会福祉協議会（天津地区）

・小湊地区社会福祉協議会（小湊地区）

地区社会福祉協議会で実施している主な事業

【 見守り 】

ひとり暮らし高齢者への友愛訪問型食事サービス

ひとり暮らし高齢者へのお楽しみ会開催

緊急連絡先の配布事業

【 交流事業 】

ひとり暮らし高齢者とボランティアとの会食会

ひとり暮らし高齢者バスハイク

高齢者お楽しみ会

【 いきいきサロン 】

高齢者ふれあい・いきいきサロン

【 生きがい支援 】

高齢者敬老事業（80歳以上へタオル配布）

歳末助け合い支援事業（70歳以上一人暮らし高齢者へ独自でゴミ袋配布）

【 福祉教育・子育て支援 】

小中学校との連携による福祉活動（福祉標語の募集）や福祉体験講座

こどもたこ上げ大会、大山もみじアドベンチャー

子育てサロン、若潮まつり、曾呂っ子フェスティバル

学校支援ボランティア

【 世代交流 】

地域住民とのふれあい活動合同サロン（小学校を会場）

地域福祉フォーラム

【 災害・危険防止 】

防災用品の整備

地域防災についての研修会（出前防災講座の受講等）

防災講習会・地区防災訓練

【 広報・啓発 】

福祉広報紙の発行

【 調査研究 】

福祉ニーズ・意識調査（買い物支援ニーズ調査等）

【 研修・講座 】

福祉講演会、健康講演会、防災講座、ボランティア視察研修、健康相談・教室

【生活支援・介護予防】

買い物支援事業、生活応援サポート

【環境整備・美化活動】

清掃活動・美化運動

3 社会福祉団体の援助育成

社会福祉関係団体及び当事者団体が、その目的や役割を達成できるよう支援します。

地域の社会福祉資源として機能が有効に発揮され、福祉ニーズや課題の解決につながるよう育成に努めます。

事務受託の社会福祉団体については、会員による主体的な団体運営が基本であるという共通理解を図り、事務分担や援助内容を明確にして、団体が円滑に事務や事業が行われるような支援を行います。

また、社会福祉施設・団体の助成についても、対象や基準を明確にして助成の公平化、事業の適正化を図ります。

(1) 福祉関係団体の援助育成（共募）

- ① 鴨川市ボランティア連絡協議会

(2) 社会福祉施設・団体助成事業（共募）

- ① 社会福祉団体の助成
- ② 障害者団体の助成
- ③ 保育事業支援団体への助成
- ④ 高齢者団体の助成

4 ボランティア活動・福祉教育の推進

ボランティア活動は、住民の互助や地域活動団体による社会貢献活動等多様な形で行われています。社会福祉協議会としては、市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を進め、ボランティア活動への意識の向上を図りながら主体的な取組みを支援し、活動推進のための人的な基盤支援に取り組みます。

また、ボランティアセンターの活性化につながるよう個々のボランティア活動へつなげるコーディネーター活動に取り組みます。

さらに、今後の災害発生時のボランティアセンターが迅速に立ち上がるように、立上げ訓練に向けて取組み、効果的なボランティア派遣が可能となるよう取組みます。

また、福祉教育を推進し、児童・生徒・学生へ福祉の興味や関心を高めることにより、次世代につなげる人材を育成してまいります。

(1) 鴨川市社会福祉協議会ボランティアセンター（共募）

①事業内容

- ・ボランティアに関する相談、情報提供、活動登録

ボランティア斡旋活動

H30（見込み）	H29（見込み）	H28
40件	40件	40件

- ・ボランティア活動保険への加入

H30（見込み）	H29（見込み）	H28
28グループ 600名	28グループ 601名	28グループ 563名

- ・ボランティア実施時の困りごと相談、研修会への参加
- ・ボランティア通信の発行

②コーディネート体制

- ・兼任コーディネーター配置 1名

(2) サロン活動支援（共募）

高齢者や子育て世帯等が、地域においてボランティアとのふれあいにより、地域の中でいきいきと生活できるように、地域のサロン活動を紹介し支援を行う。

①サロン活動への助成

地区社協を通じ、活動費として1サロン年間10,000円を助成
また会場使用料、暖房代を助成する。

H30（見込み）	H29（見込み）	H28
31 サロン	31 サロン	32 サロン

②サロン代表者会議の実施

サロン代表者が一堂に会して情報交換、意見交換の場をつくる。

第1回 9月27日

第2回 3月15日

地区名	サロン名
田原	ふれあいきいきサロン田原
	大里サロン
西条	大日サロン
	共生型サロン「お茶の間」
東条	ふれあい広場サロン
	ふれあいサロンもみじ会
	子育てひろば ほっと
鴨川	サロン草の実
	オアシスよってこ
	若潮いきいきサロン
大山	そくさい家
	なかよし広場
主基	成川サロン
	北小町サロン
	南小町サロン
	上小原サロン
	下小原サロン
吉尾	細野枝郷お茶飲み会
	雀の会
	紫陽花の会
	なかよしサロン
	御園女子会サロン

江 見	サロン花笠
曾 呂	サロンみねおか
太 海	吉浦汐の香サロン
	天面サロン
	サロン波太
天 津	にこにこ会天津
	サロンいこい
	ひまわり会
	よもぎふれあいサロン
	清澄おたっしゃクラブ
	新町あおぞらサロン
	ひだまりさかもとサロン
	十佐の会
小 湊	内浦海辺のサロン
	ますやサロン
	ホットルーム上の川
合 計	39 団体

※サロンについては、平成 30 年 1 月 31 日時点

(3) 災害時支援体制整備事業（自主）

① 鴨川市災害ボランティア連絡会事業

災害時での支援活動の情報共有を円滑に行うため、平時の情報交換及び研修を行う。

② 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施事業

災害時におけるボランティアによる支援活動が効率的かつ効果的に行えるように災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施する

研修 7月21日

訓練 9月16日

(4) 福祉教育の推進（共募）

① 小学校、中学校への福祉出前講座

・小中学校へ出向いて、車いす体験や高齢者疑似体験や講話の実施

② 福祉施設等でのボランティア体験学習（ボランティアワークキャンプ）

・特別養護老人ホーム、障害者施設などで体験学習に取り組み、福祉への理解の促進と福祉人材の育成を図る

③ 鴨川市内福祉教育連絡会

- ・福祉教育活動の充実を図るために、鴨川市内の小学校、中学校、高等学校より福祉教育事業計画を提出していただき、学校と市社協で連携し福祉教育の推進に取り組む。(年1回開催)

開催日 2月8日

(5) ボランティア活動助成事業 (共募)

① ボランティア活動への助成

- ・鴨川市ボランティア連絡協議会に助成 70,000円 (H29年度実績)
- ・ボランティアグループへ活動費を助成 210,000円 (H29年度実績)
市内21グループへ助成

Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）

1 権利擁護推進センター事業

権利擁護推進センターは高齢者や障害者等の判断能力が不十分な方の利益の保護を図り、福祉サービスの質の向上と地域住民の福祉の増進を目的として、平成 27 年度に開設しました。その主な業務は社協が後見人等となり、支援を担う法人後見事業や、後見制度の利用対象とならない程度の判断能力の方へ日常生活の金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業、そしてこれらの権利擁護に関する相談を行う相談支援事業、さらにこれら権利擁護に関する啓発や市民後見人の育成などを総合的に担っています。

平成 30 年 1 月現在の日常生活自立支援事業の利用者数は 40 名を超え、法人後見事業で成年後見人等の選任数も 8 件となりました。センター開設以降、権利擁護に関する相談は増え続け、認知症を有する高齢者や精神・知的に障害を有する人が住み慣れた地域で生活するため、権利擁護の重要性は増えています。今後も当該サービス利用者は増加が見込まれ、認知症高齢者等の生活を支えるために地域で暮らす住民同士がお互いに支え合うことが一層求められています。

昨年度より取り組む住民同士が支え合い権利擁護の担い手となる権利擁護支援員（市民後見人）の養成は基礎研修を修了し、後見実務に即した内容となる実践研修を開講する予定です。鴨川市における権利擁護体制の充実強化に向け、地域住民と一緒に権利擁護に関する意識の醸成に取り組めます。

(1) 権利擁護推進事業（市受託）

○権利擁護に関する相談支援事業

- ・成年後見の利用に関する相談
- ・金銭管理等、福祉サービス利用手続きに関する相談

センター長 1 名（事務局長が兼務）

権利擁護専門員（社会福祉士） 2 名（2 名専任）

○権利擁護の普及啓発事業

- ・権利擁護の講演会・出前講座の開催
- ・広報紙への掲載
- ・イベントや各関係機関でのパンフレット・チラシの配布

(2) 日常生活自立支援事業（県委託）

H30（見込）	H29	H28
月平均 45 人	月平均 40 人	月平均 30.4 人

- ・専門員の配置（2名専任配置）
- ・千葉県後見支援センター等主催の専門員研修会・連絡会への参加
- ・千葉県後見支援センター主催の生活支援員研修会への参加
- ・生活支援員研修会の開催

○事業内容

- ・福祉サービス利用援助
福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用開始や中止の支援、
苦情解決制度を利用するための支援
弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士の紹介
- ・財産管理サービス
医療費、税金、公共料金の支払い、生活費の払い出し等の支援
- ・財産保全サービス
年金証書、預金通帳、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印等の預かり支援

(3) 法人後見事業（市半額補助）

H30（見込）	H29	H28
月平均 12人	月平均 7人	月平均 1.5人

- ・センター長の配置（事務局長が兼務）
- ・権利擁護専門員の配置（2名専任配置）
- ・千葉県後見支援センター等主催の専門員研修会・連絡会への参加
- ・受任調整会議の開催

○事業内容

- ・財産管理
被後見人等に代理・同意して、契約の締結、費用の支払等を行います。
⇒具体的な財産管理
福祉サービス費、医療費、税金、公共料金の支払い、生活費の払い戻し
預金通帳、年金証書、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印等の管理
- ・身上監護
被後見人等に必要な介護サービスの契約、被後見人等が入所施設へ入所する場合の
各種施設契約、被後見人等が入院や通院する場合の医療契約等の被後見人等の身上面
での法律行為を行います。
⇒具体的な身上監護
福祉サービスについての情報提供による自己決定の尊重、福祉サービス利用、契約の締結、
苦情解決制度の申立て
- ・運営管理

⇒受任調整会議（構成メンバー：弁護士・司法書士・医師・社会福祉士等）による受任調整機能の充実

(4) 市民後見推進事業（市受託）

○事業内容

- ・ 講座名称 権利擁護支援者養成講座（実践研修）
- ・ 定員 26名
- ・ 講座開催期間
平成30年 7月～10月（全9回）

※ 会場は南房総市三芳保健福祉センター（5, 6回を除く）

※ 5, 6回は現場実習を施設にて実施

注1) 安房3市1町広域での開催。

注2) 権利擁護支援者養成講座の修了者は日常生活自立支援事業・法人後見事業支援員や市民後見人として活動していただく。

注3) 開講準備についてはプロジェクトチームの開催を予定。

(5) 権利擁護推進センター運営委員会の開催

- ・ 運営委員会から権利擁護推進センターに対する支援を受けます。

⇒運営委員会（構成メンバー：弁護士・司法書士・医師・社会福祉士・行政職員等）によるアドバイス機能の充実

2 福祉資金貸付事業

「生活福祉資金」の相談・貸付（千葉県社会福祉協議会受託）を行います。この資金貸付事業は、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯、被災世帯を対象に、経済的自立、障害者の社会参加、住環境整備等を目的として支援するものです。特に雇用情勢が厳しい状況の中、生活福祉資金を含め、緊急雇用対策の運営のあり方について、ハローワーク、行政機関（生活保護担当）との連携を強化します。

平成30年度も、鴨川市福祉総合相談センターによる生活困窮者自立支援事業との連携により、相談が増加することが見込まれます。

また、鴨川市独自の「鴨川市福祉資金貸付事業」を運営し、独自に生活困窮者の支援を図ります。

(1) 生活福祉資金（千葉県受託）

（福祉資金）

① 相談支援体制

- ・生活福祉資金担当者の配置（兼務1名）
- ・職員研修への参加

② 生活福祉資金

- ・低所得世帯や障害者世帯、高齢者がいる世帯を対象に貸付

H30（見込）	H29（見込）	H28
3人	3人	1人

※ 貸付金の原資は千葉県社会福祉協議会であり、当協議会の予算は事務費・手数料等のみ計上

(2) 鴨川市福祉資金（自主）

① 生活資金

- ・当面の生活に必要なお金 上限 100,000円

H30（見込）	H29（見込）	H28
3人	4人	2人

② 小口援護資金

- ・緊急に生活に困る人のうち県社会福祉協議会の貸付の対象とならない人への貸付

上限 30,000円

H30（見込）	H29（見込）	H28
5人	6人	1人

3 福祉相談事業

法律相談として、毎月2回（第1・第3火曜日）にふれあいセンター、天津保健福祉センターを会場に弁護士による法律相談を開催します。

法律相談への市民の需要は高く、毎回満員になるほどの盛況を呈しています。

相談内容は、相続や土地の境界や近隣とのトラブル、サラ金や借金問題など様々です。

なお、一般的な福祉相談は鴨川市福祉総合相談センターで受付を行っています。

(1) 福祉相談事業

① 法律相談事業（共募）

H30（見込）	H29（見込）	H28
24回 144件	24回 104件	22回 101件

・毎月2回（第1・第3火曜日） ふれあいセンター、天津保健福祉センターを会場に
弁護士による相談受付を実施 予約制、時間1回30分

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス推進）

1 在宅福祉サービス事業

日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対し、介護保険や障害者福祉サービス以外のサービスの活用により、福祉の増進に資する。

支援型配食サービスや一人暮らしの高齢者孤立化防止事業、ふれあいホームヘルプ 通院等送迎サービス事業、介護タクシー事業など高齢者が在宅のままで生活ができるようにそれぞれのサービスの利点を活用して、在宅での生活を可能とさせている役割を果たしている。

(1) 支援型高齢者配食サービス事業（市受託）

H30（見込）	H29（見込）	H28
7,500 食	7,488 食	6,965 食

日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対して、夕食を配達することで、食生活の改善安否確認を行い、もって高齢者等の福祉の増進をはかる

① 事業内容

- ・実施日＝月曜日から金曜日
- ・対象者＝ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、心身障害者のみの世帯
- ・利用予定＝1週間に1日から5日以内
- ・3種類のセットメニューの中から1種類を選び実費を負担する
(450円・400円・300円)
- ・配達食事＝夕食

(2) 鴨川市ひとり暮らし高齢者等孤立防止事業（市受託）

H30（見込）	H29（見込）	H28
9,000 件	10,000 件	10,068 件

独居老人に月1回訪問協力員の訪問により、安否確認や悩みの相談に応じることで、独居老人の孤立感の解消や災害防止に向けた情報の提供等を行う。

① 事業内容

- ・訪問協力員（ホームヘルパー研修を修了したと同程度の者）が月に1回以上訪問を行う
- ・本人と面談を行うことで安否状況の確認を行う
- ・料金 無料

(3) ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業（自主）

① ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業の運営体制

- ・職員体制、介護タクシーと兼務 1名
訪問介護員と兼務 4名

H30（見込）	H29（見込）	H28
2,500回	2,500回	2,621回

通院にお困りの方の支援として、介護保険、障害者への通院時乗降介助、通院介助として実施

(4) 介護タクシー（自主）

H30（見込）	H29（見込）	H28
300回	300回	307回

要支援1・2の方の介護タクシーとしての通院や、買い物支援、お金おろしなどにおいて通常のタクシー料金よりは安価にて支援を行います。

① 介護タクシー事業の運営体制

- ・職員体制 福祉移送サービスと兼務1名
- 運営日 月曜日から金曜日
- 料金 1回 690円から

2 介護保険事業

指定介護保険事業として、訪問介護事業と通所介護事業（ふれあいデイサービス、やいろデイサービス）、居宅介護支援事業の3つを実施しています。

公益事業として利用者やその立場に立ち、できる限りニーズに柔軟にかつ質のよりサービスの提供を図るために運営体制の整備や職員の資質向上に努めるとともに、本会にとって主要な自主財源として、地域福祉活動を展開する財源確保のためにも事業規模の適正化や経費の適正化を行い、法人経営の安定化を目指します。

（1）介護保険事業の運営

① 介護保険事業の運営体制

- ・ 訪問介護事業の職員配置（サービス提供責任者3名及び常勤4名ほか登録訪問介護員）
- ・ 通所介護事業（ふれあいデイサービス）
 - 介護主任兼生活相談員1名、看護師1名、常勤介護職員2名
 - 作業療法士1名、介護職員（パート5名）
 - 調理員（常勤1名、パート3名）、運転手（パート1名）
- ・ 通所介護事業（やいろデイサービス）
 - 管理者兼生活相談員1名、生活相談員1名、常勤介護職員4名、
 - 介護職員（パート1名）、看護師（パート2名）
 - 調理員（パート2名）、運転手（パート1名）
- ・ 居宅介護支援事業所の職員配置
 - 介護支援専門員 3名
- ・ 請求事務職員（常勤1名）

（2）訪問介護事業（ふれあいホームヘルプサービス）

① 訪問介護事業

H30（見込）	H29（見込）	H28
9,300回	9,000回	8,362回

- ・ 土日含む365日、24時間の連絡体制確立
- 訪問介護計画の作成
- 身体介護・生活援助・通院時乗降介助のサービスを実施

② 第1種訪問事業

- ・ 土日含む 365 日、24 時間の連絡体制確立
第1種訪問事業計画の作成
介護予防に関する生活援助のサービスを実施

(3) 通所介護事業（ふれあいデイサービス）

① 通所介護事業

H30（見込）	H29（見込）	H28
4,800 回	4,800 回	4,760 回

- ・ 月曜日から木曜日、土曜日の週5日営業
事業時間 午前9時30分～午後3時30分
通所介護計画の作成
日中介護、入浴、食事、レクリエーションを提供

② 第1種通所事業

- ・ 月曜日から木曜日、土曜日の週5日営業
事業時間 午前9時30分～午後3時30分
第1種通所事業計画の作成
日中見守り、入浴、食事、レクリエーションを提供

(4) 通所介護事業（やいろデイサービス）

① 通所介護事業

H30（見込）	H29（見込）	H28
3,500 回	3,270 回	3,238 回

- ・ 火曜日から金曜日、日曜日の週5日営業
事業時間 午前9時30分～午後3時30分
通所介護計画の作成
日中介護、入浴、食事、レクリエーションを提供

② 第1種通所事業

- ・ 火曜日から金曜日、日曜日の週5日営業
事業時間 午前9時～午後3時30分
第1種通所事業計画の作成
日中見守り、入浴、食事、レクリエーションを提供

(5) 居宅介護支援事業（ふれあい介護支援サービス）

① 居宅介護支援事業

- ・月曜日から金曜日 週5日営業（土日においても緊急時対応）

H30（見込）	H29（見込）	H28
120人	105人	95人

※ 予防プラン作成数は1/2にて合計

- ・居宅サービス計画の作成
- ・利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応、
- ・課題分析、居宅サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の確定、モニタリング
- ・土日を含む365日、24時間の連絡体制確立
- ・介護予防支援居宅サービス計画作成の受託
（福祉総合相談センターより）
- ・福祉総合相談センターより困難事例の受入れ

3 障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所として居宅介護、重度訪問介護、同行援護を実施します。また、障害者の生活介護施設として、ふれあいデイサービスとやいろデイサービスが日中の障害者の外出に伴う日帰り介護として生活介護を行います。

昨年よりスタートした利用者一人一人にプランを作成する特定相談支援事業、障害児相談支援事業の充実につとめ、障害者ひとりひとりに寄り添うサービスを実施します。

また、本年度より鴨川市福祉作業所を新たに就労継続支援B型事業所として障害者就労施設として障害者の就労の促進、賃金の向上に向けて取り組めます。

障害者総合支援法が目指す障害者の地域社会との共生の実現に向けて障害者の日常生活と社会生活の支援に向けて取り組めます。

(1) 障害者福祉事業の運営

① 障害福祉サービス事業の運営体制

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護の職員配置
(サービス提供責任者 3名)
訪問介護員 12名

(2) 障害者福祉サービス事業

① 居宅介護ほか(身障ホームヘルプサービス)

H30(見込)	H29(見込)	H28
2,200回	2,100回	2,139回

- ・ 日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)休日
居宅介護計画の作成
居宅介護・重度訪問介護、同行援護のサービスを提供

② 身体障害者生活介護(身体障害者デイサービス)(ふれあいデイ利用)

H30(見込)	H29(見込)	H28
130回	190回	183回

- ・ 月曜日から木曜日・土曜日営業
生活介護計画書作成

③ 身体障害者生活介護（身体障害者デイサービス）（やいろデイ利用）

H30（見込）	H29（見込）	H28
330回	310回	225回

- ・ 火曜日から金曜日・日曜日の週5日営業
- 事業時間 午前9時30分～午後3時30分
- 生活介護計画書の作成
- 日中介護、入浴、食事、レクリエーションを提供

(3) 障害者特定相談支援事業（障害者ケアマネジメント）

- ・ 障害者相談支援専門員（兼務1名）

① 特定障害者相談支援事業所

H30（見込）	H29（見込）	H28
100件	140件	12件

- ・ 障害者居宅サービス計画書の作成
- ・ 月曜日から金曜日営業

② 障害児相談支援事業所

H30（見込）	H29（見込）	H28
2件	0件	0件

- ・ 障害児居宅サービス計画書の作成
- ・ 月曜日から金曜日営業

(4) 鴨川市福祉作業所（就労継続支援B型事業所）

P20 参照

※ 1 法人運営部門 4 社会福祉施設の管理運営の項目に詳細を記載

H30（見込）	H29（見込）	H28
3,680件	3,693回	3,100回

資料

平成30年度 ふれあいデイサービス事業計画

1. 基本方針

利用者の人格及び人権を尊重し、利用者の立場になった指定通所介護事業及び第1号通所事業を実施する。

在宅高齢者及び障害者の拠点として果たすべき役割が大きいことを鑑み、日々研鑽を重ね職務能力の向上に努めるとともに、きめ細かなサービスに努めるものとする。

社会福祉協議会の強みである地域とのつながりを活かしながら、利用者及び家族のニーズに応じて地域に密着し信頼されるサービスを提供する。

2. 今年度重点目標

- (1) 居宅介護支援事業所及び鴨川市総合相談センターとの連携を密にし、新規利用者の円滑な受入及び利用者の個別ニーズに対して的確なサービス提供を図る。
- (2) 社協の強みである地区社会福祉協議会やボランティア等との関係を大事にし、在宅高齢者や障害者の利用につなげていく。
又、地域や小中学校、保育園等と交流ができる機会を作る。
- (3) やいろうデイサービスとの職員交流をはじめ、本会各セクションとの連携を強化し安定した事業運営を図る。
- (4) 介護従事者のこれまでの経験や取り組みだけにとらわれず、今一度基本に帰り、利用者の身体や心のケアを大事に考え、介護技術の向上に努める。
- (5) 可能な限り利用者のニーズに適すよう心がけ、1日快適に過ごせるようにレクリエーション等の充実に努める。

3. ふれあいデイサービスの事業展開について

- (1) 利用者目標
利用者定員を25名とし、本年度は1日の利用平均20名(80%)を目指す。
- (2) 地域との交流
ボランティアや保育園、幼稚園の他、地域とのつながりを強化する。
- (3) 職員のスキルアップ
市内外で行われている勉強会や研修会への参加や、内部での自主研修を行う。
- (4) 業務分担
職種を明確化し、業務分担の明確化を図る。
- (5) デイサービス通信の発行
利用者及び家族向けの広報誌を年3回(4月、8月、1月)発行する。
又、居宅介護支援事業所への配布も行う。
- (6) レクリエーション・創作活動の充実
常に利用者の立場になり「意味のある作業」を計画し、利用者の自発性の向上、

更には生活の質の向上につなげる。

【例】

館内活動 … 運動・頭脳レクなど日々、変化をつけた内容にて実施する。

創作レク … 運動等の活動が困難な方については、壁画・塗り絵など静的レクを提供する。（中長期的期間（1ヶ月～）をかけて1つの作品を作成）

屋外活動 … 園芸については季節感や、作った喜びを味わってもらうため、いろいろな作物を作る。

安全に配慮し、利用者と共に植え付けや除草作業などを行う。

(7) 個別及び集団による機能訓練

作業療法士、又はそのプログラムによるリハビリを行い、利用者の自立度や身体的機能の維持向上に努める。

(8) 工夫を凝らした食事の提供

納涼会、クリスマス会、お正月などの行事では、利用者を楽しんでもらえるよう特別メニューを提供する。

又、嚥下障害等の利用者についても、美味しく召し上がっていただけるように調理方法を工夫する。

4. ふれあいデイサービス 年間行事予定表

月	行 事 名
4月	花見、イチゴ狩り
5月	節句
6月	買物
7月	七夕づくり、納涼会
8月	かかし作り
9月	敬老会
10月	買物外出
11月	紅葉見学
12月	クリスマス会
1月	初詣、書き初め
2月	豆まき
3月	節句、花見

平成30年度 やいろデイサービス事業計画

1. 基本理念

- (1) すべてのお客様に、「心地良い気持ち・楽しい気持ち・うれしい気持ち」をもって帰っていただけるデイサービス作りを目指します。
- (2) すべてのお客様に1日1回必ず、満足していただけるようサービスの提供に努めます。
- (3) 地域との繋がりを大事にし、社会参加、社会貢献できる地域に根ざしたデイサービス作りを目指します。

2. 基本方針

- (1) 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- (2) 利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体及び、精神的負担の軽減を図るものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、事業所は関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めるものとする。
- (4) 事業所は、利用者の心身機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を図る。
- (5) 事業の実施にあたっては、事業所は、介護予防支援事業者、その他、保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に務める。

3. やいろデイサービスの事業展開について

- (1) 利用者目標
利用定員を20名とし、1日の利用平均15名（75%）を目指す。
- (2) 地域との交流
ボランティアや小学校・中学校・高校との繋がりを深める。平成29年11月より開催した、やいろデイサービス定休日を活用したサロン活動（名称：お茶の間）のサポートを行い、地域に根ざしたデイサービス作りを行う。
- (3) 業務分担
職域の明確化を行い、職員一人一人が業務を理解し、デイサービス全体の業務の効率化を図る。
- (4) デイサービス通信発行
利用者及び家族向けの広報誌を年数回発行する。また、居宅介護支援事業所への配布を行う。
- (5) レクリエーション・創作活動の充実
常に新しいレクリエーション・創作活動・行事活動を考え提供する。利用者の趣味・趣向に合った活動を提供し、利用者一人一人が満足できる活動を行う。四季を感じられる

活動の提供を行う。

(6) 機能訓練

集団体操などを行い、機能の維持・向上を図る。利用者一人一人に合った、身体介護を行い、残存機能をしっかり活用していく。

(7) 工夫を凝らした食事の提供

納涼会、クリスマス会、お正月などで特別メニューを提供する。また普段より調理員だけではなく、職員全体で利用者のニーズを把握し、利用者に喜んでいただける食事提供を行います。

4. やいろデイサービス 年間行事予定表

月	行 事 名
4月	花見、イチゴ狩り
5月	田植え
6月	買物、清澄ゆり鑑賞
7月	七夕づくり、納涼会、大山千枚田鑑賞
8月	かかし作り、防災訓練
9月	敬老会、運動会、お祭り、稲刈り
10月	かかし鑑賞
11月	買物、紅葉狩り
12月	もみじ狩り、クリスマス会
1月	初詣、お神楽
2月	節分
3月	花見、防災訓練

